7. 会議の概要

事務局長(池田) 定刻になりましたので、ただいまから1月定例農業委員会を開催させていただきます。 後ほど会長から説明があると思いますが、本日は午後3時から農地利用最適化推進委員全体会が開催されています。

> 6番 北山 謙治 委員は、所用のため欠席する、また、中村職務代理は農地利用最 適化推進委員全体会に出席のため欠席する旨の届出がありました。

事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

松村会長 (あいさつ)

事務局長(池田)ありがとうございました。

これからは会議規則第6条の規定により、会長が議長として議事進行をお願いします。

議長(会長) これより本日の会議に入ります。

まず、事務局より1月分の経過報告を申し上げます。

事務局長(池田) (経過報告)

議長(会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長(会長) 無いようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、11番 前田 壽夫 委員 12番 平泉 節子 委員の両名にお願いします。

議長(会長) これより議事に入ります。

日程第1 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

笠松委員 1月18日に現地確認しましたところ、田んぼは以前から耕作されており問題ないと思います。

議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

(な し)

議長(会長) これより、議案第50号について採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長(会長) 無いようですので、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請については原 案のとおり承認することに決しました。

> 続きまして、日程第2 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意 見についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) それでは、議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について3 件について説明いたします。

議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

前田委員事務局の説明のとおり、●●さんが家を建てて移るので問題ありません。

山内委員 1月18日に現地確認したところ、1番は●●土建さんの土場が手狭になり拡張するため申請しました。問題ないと思います。

笠松委員 2番について事務局の説明のとおり、息子の為に家を建てる申請で問題ないと思います。

議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。 それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

委員 平泉寺の●●さんの申請 21-15、21-20-1 は農用地に入っているか?線が途中で途切れているのは、村道?赤道?取り決めはありますか?

事務局(中川) 事務的公地申請書は提出されてます。9月以降は払い下げの予定で、確定測量はしていません。●●さんの場合、土地改良されていない端を選んで申請書を提出しています。

議長(会長) 法規制がないため、法務局と図面が違うままになっており、自分で変えてもそのまま になっています。

委員 ●●さんの田んぼは自分で作っていますか?

事務局(中川) ご自分で作っておられます。

議長(会長) これより、議案第51号について採決いたします。 議案第51号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。 (異議なし)

議長(会長) 無いようですので、議案第51号 農地法第5条第1項の規定による 許可申請意見については原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに 決しました。

議長(会長) 続きまして、日程第3 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる意見についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

前田委員 事務局の説明のとおり、●●さんから●●さんへの相続ですが手続きで時間を要した 為、1ヶ月延長で事業計画変更申請を出された案件で、問題ないと思います。

議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。 それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 (な し)

議長(会長) これより、議案第52号について採決いたします。 議案第52号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。 (異議なし)

議長(会長) 無いようですので、議案第52号 農地法第5条第1項の規定による 許可後の事業計画変更申請にかかる意見については原案のとおり「許可相当との意見 を付して」承認することに決しました。

> 続きまして、日程第4 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局(中川) それでは議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを説明いたします。

議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問 はありませんか?

委員 49番の賃貸料(玄米半俵)が安いが・・?

議長(会長) 場所が悪い所にあったりする場合、使用料は千差万別で難しい。小作料に関しては農業委員会では、詮索しない事にしましょう。

委員 6ページの61番~69番ですが、農業公社を通さない直接取引ですか?

事務局(中川) お互いの話し合いで、まとまった場合は相対で農業委員会に出されます。

事務局長(池田) 農業公社を通して頂いて、公社がしっかり運営して行く事が勝山市の農業向上にも繋

がります。農地の貸し借りは農業委員会の許可が必要です。転作の確認、不作地は届けを出して耕作地にと指導しています。

議長(会長) これより、議案第53号について採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長(会長) 無いようですので、議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、日程第5 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構)と議案第55号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取については 関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明願います。

事務局(中川) (説 明)

議長(会長) それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか?

議長(会長) これより、議案第54号について採決いたします。 議案第54号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長(会長) 無いようですので、議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。

議長(会長) 続きまして、議案第55号について採決いたします。 議案第55号は、「適当である」という意見を付すことに異議ありませんか。

(異議なし)

議長(会長) 無いようですので、議案第55号 農用地利用配分計画(案)については、「適当である」という意見といたします。 次に報告事項に入ります。(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。

事務局(中川) (説 明)

議長(会長) このことについて、何かありませんか。 次に(3) 農地の転用事実の照会に対する回答について事務局より報告を願います。

事務局(中川) (説 明)

議長(会長) このことについて、何かありませんか。 それでは、(4)農地利用最適化推進委員全体会の概要報告について、座長の松山推進 委員から報告願います。 松山推進委員 (報告)

議長(会長) このことについて、何かありませんか。

それでは次回の定例農業委員会の開催については、事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) 次回の農業委員会は、2月25日(月)午後1時30分から市役所3階第2・3会議

室で行います。

議長(会長) 1月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、これで農業委員会を

閉会します。

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

11番 前田 壽夫

12番 平泉 節子